

保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区の個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表する。

平成28年2月29日
笛吹川沿岸土地改良区

1 本土地改良区の名称

笛吹川沿岸土地改良区

2 利用目的

本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用する。
労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用する。

3 個人情報の保護に関する方針

- ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う。
- ② 苦情処理に適切に取り組む。

4 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、共同利用を行う。共同利用の概要は下記のとおり。

- ① 共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
- ② 共同で利用する者の範囲
農林水産省関東農政局、山梨県、関係受益管内市町・農業委員会、山梨県土地改良事業団体連合会、公益財団法人山梨県農業振興公社、山梨県信用農業協同組合連合会、フルーツ山梨農業協同組合、笛吹農業協同組合、西八代郡農業協同組合、関係受益管内末端施設地区管理組織
- ③ 利用する者の利用目的
国営畑地かんがい事業、県営畑地かんがい排水事業、畑地帯総合整備事業、農地保有合理化事業、土地改良施設の維持管理その他の地域農業の振興のため
- ④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
笛吹川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長

5 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の方法及び手数料

- ① 保有個人データに関する求めの種類
利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求め
- ② 保有個人データの開示等を求める場合の方法及び手数料
開示等の求めを行う旨及び求める内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。
- ③ 手数料
「笛吹川沿岸土地改良区個人情報保護に関する規程」のとおり。

6 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

笛吹川沿岸土地改良区 個人情報保護管理者 事務局長